

目 次

○ 福祉施設設置運営規則の一部改正について……………	1
○ 平成 23 年度変更事業計画及び予算について ……	2
○ 平成 24 年度における任意継続掛金の標準となる額の算定の基礎となる 平均給料額について……………	2

公告第 2 号

福祉施設設置運営規則の一部改正について

福祉施設設置運営規則の一部を次のとおり改正することについては、平成 24 年 3 月 6 日招集の第 145 回組合会において議決されたので公告する。

平成 24 年 3 月 8 日

長野県市町村職員共済組合  
理事長 三 木 正 夫

福祉施設設置運営規則の一部を改正する規則

福祉施設設置運営規則（平成 15 年規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表湖泉荘の項を削る。

第 7 条中「宿舍及び」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（組合の施設に関する経過措置）

2 平成 26 年 3 月 31 日までの間、この規則による改正前の福祉施設設置運営規則第 2 条に規定する湖泉荘については、この規則による改正後の福祉施設設置運営規則（以下「改正後の規則」という。）第 2 条に規定する組合の施設とみなして、改正後の規則の規定の一部を適用するものとし、施設の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

公告第 3 号

平成 23 年度変更事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の平成 23 年度変更事業計画及び予算については、平成 24 年 3 月 6 日招集の第 145 回組合会において議決されたので公告する。

平成 24 年 3 月 8 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 三 木 正 夫

公告第 4 号

平成 24 年度における任意継続掛金の標準となる額の  
算定の基礎となる平均給料額について

長野県市町村職員共済組合の平成 24 年度における地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）第 48 条第 3 項第 2 号の規定による額は、321,000 円である。

平成 24 年 3 月 8 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 三 木 正 夫